

令和3年度 放課後児童クラブのしおり



名 称	所 在 地
木島平村放課後児童クラブ	木島平小学校 1階

木島平村教育委員会

保護者の皆様へ

放課後児童クラブは、1年生から6年生までの子どもたちの成長を願い次のことを目標とし、運営しています。

- ①子どもたちが望ましい成長をしていくために、豊かな活動を体験する場を提供します。
- ②地域の方々の力をお借りし、地域の文化活動やスポーツなどを取り入れた活動を行います。
- ③子どもたちに家庭学習の習慣を身につけさせるため、復習・予習・宿題等の学習を行います。

指導員の構成は、次のとおりです。

- ①安全で楽しい計画づくりをおこなう教員経験豊富な「室長」を配置しています。
- ②子どもたちと一緒に勉強したり、楽しく遊んだりする「学習指導員」を配置しています。
- ③子どもたちが、安全に安心して活動できるよう見守って下さる「補助員」を配置しています。

「放課後児童クラブ運営委員会」を設置し、よりよい運営ができるよう関係者で協議・検討しています。

- ①委員会は、委員15人以内で組織し、教育委員会が任命または委嘱します。
- ②学校職員・保護者・知識経験者・村職員等から選出します。
- ③委員の任期は、2年間です。

令和3年度の運営計画

開所場所

木島平小学校 放課後児童クラブ教室

開所時間

登校日…下校時～午後6時30分

土曜日…午前8時30分～午後0時30分 ※土曜の利用は事前に連絡をお願いします

休校日…午前7時30分～午後6時30分

休所日

日曜・祝祭日

お盆休み…… 8月13日（木）～8月16日（日）

冬休み……… 12月29日（火）～1月 3日（日）

※ 村の行事等の都合により休室することがあります。

ご用意いただくもの（すべてのものに記名してください）

◎常時置いておくもの

- ・着替え・タオル一式（着替え袋に入れて持たせてください。）
汗をかいたり、汚れたりした時に着替えます。
- ・落としても割れない取っ手のついたカップ

◎休校日及び長期休み

お弁当・水筒（またはペットボトルなど）

水筒の中身は水、湯茶等を入れてください。

※その他必要に応じて連絡します。

ご注意いただくこと

- ① 持ち物には記名をお願いします。（特にくつ下、ハンカチなど）
- ② ハンカチ、ティッシュは必ず持たせてください。
- ③ 送り迎えの際には、入退所がわかるよう、必ず指導員と連絡を取るため教室（活動場所）までおいでください。
- ④ 欠席、早帰り、遅刻がわかっている時は、前もって連絡してください。当日の連絡は、下校時間の1時間前までにしてください。
- ⑤ 勤務先や連絡先が変わったときは、教育委員会子育て支援課までお知らせください。

送迎について

児童クラブへのお迎え及び学校が土曜日・お休みの日（長期休業等）の送迎は、ご家庭でお願いします。

利用料について

- ① 1日300円（月額上限5,000円）です。なお、村民税均等割非課税世帯は半額になりますので、子育て支援課までお申し出ください。
また、長期休業ご利用の場合は、日額500円となります。
- ② 納入方法
 - ★現金納付… 毎月10日頃、納入通知書を送付します。（村会計係またはながの農業協同組合木島平支所へお支払下さい）
納期限は利用月の翌月25日で休日の場合は翌日になります。
 - ★口座振替… 利用月の翌月25日に口座振替をしますので、残高の確認をお願いします。（再引き落としは翌々月の10日です。）

健康について

- ① 持病やアレルギーがありましたら、前もってお知らせください。
- ② お子さんの具合が悪くなったときは連絡をしますので、迎えに来てください。
なお、体調の悪い時はあらかじめ休ませるようにしてください。

ケガについて

活動中または学校や自宅からの往復途中に、児童が万が一ケガをした場合に備えて、次の共済に必ず加入していただきます。

加入手続きが完了してから児童クラブが利用できます。

なお、この共済は年額払いのため、年度途中で入退所しても掛け金は同額となります。また、掛金は返金できませんのでご了承ください。

- ① 掛金 児童1人につき年額400円をご負担いただきます。

（村でも同額を負担します。）

掛金の納付は、教育委員会子育て支援課へお願いします。

② 給付内容

	加入区分	A1
傷害保険金	死亡給付金	2,000万円
	後遺障害給付金（最高）	3,000万円
	入院給付金（1日につき）	4,000円
	通院給付金（1日につき）	1,500円
	手術給付金	手術の種類に応じて定められた倍率×入院給付日額
賠償責任保険	身体・財物賠償合算 1事故	5億円
	ただし、身体賠償は1人	1億円
共済見舞金	突然死（急性心不全等） （傷害保険の死亡保険金と重複しては支払われません。）	180万円

③ 請求の手続き

事故報告書が届いた時点で事務局が保険会社に事故通知はがきを送付します。

→保険金請求に必要な書類が保険会社から自宅に直送されます。

→治療完了後請求書類に記入いただき、保険会社に直送してください。

④ 給付方法

保険会社から給付金決定後、通知がお手元に届きますので指定口座をご確認ください。

児童クラブでの生活

登校日	土曜・休校日
下校来所後 復習・予習・宿題	7時30分 開所 (土曜 8時30分 開所)
自由あそび	9時00分 復習・予習・宿題 自由あそび等
体験活動	12時00分 お弁当 (土曜12時30分閉所 お弁当なし) 体験活動等
お迎え	お迎え
18時30分 閉所	18時30分 閉所

※生活時間は学校等の行事等により変更することがあります。

利用の申し込み及び中止について

- ①利用の申し込みをするときは、利用申請書に記入し、利用開始希望日の1週間前までに小学校へ提出してください。(申請書は、児童クラブ・小学校・子育て支援課にあります)
- ②利用を中止するときは、利用中止届出書に記入し、小学校に提出してください。

※ご不明な点は、教育委員会子育て支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ先	電 話
放課後児童クラブ	携帯090-3048-9949
教育委員会 子育て支援課	82-3111【内線162】